

# 第 2 章

## 計画の基本的な考え方



## 1 計画の基本理念

日本国憲法において、「基本的人権の享有」と「個人の尊重」、「法の下での平等」がうたわれ、さらに男女共同参画社会基本法では「男女の人権の尊重」を基本理念のひとつとし、「男女共同参画社会」の形成を目指しています。

しかしながら、社会における制度や慣行が性別による固定的な役割分担意識などを反映し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。

別府市においても少子・高齢化、核家族化、国際化の進展などがますます加速されると予想されるなか、男女共同参画社会の実現のためには、女性の社会参画の促進が今後の社会を支えていく上で重要な要素となっています。

このような認識のもと、本計画の基本理念として「基本的人権の尊重と男女の本質的な平等」を掲げ、誰もが生き生きと希望をもって、個性的で豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。

## 2 計画の目的

1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、これからは男女が共同して、家庭で、地域で、学校で、職場でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。別府市においても、こうした新しい社会（男女共同参画社会）をつくっていくための施策を総合的、計画的に推進するための指針として、本計画を策定したものです。



### 3 計画の性格

- ( 1 ) この計画は、国や県の計画の趣旨を踏まえながら、別府市総合計画に基づき、男女共同参画社会の形成を目指して、その目標を達成するための施策の方向を示すものです。
- ( 2 ) この計画は、「男女共同参画社会づくりのための意識調査」の結果と、「別府市男女共同参画推進懇話会」の提言により作成したものです。
- ( 3 ) この計画は、行政だけでは実現が不可能であり、市民の理解や協力、参画を得ながら市民と行政が一体となって推進するものです。
- ( 4 ) 今後、男女をとりまく状況の変化や社会経済の変化に伴って適切な見直しを行い、内容の改善を図っていくものです。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、2002年（平成14年）度から、2010年（平成22年）度までの9年間とします。

